第二十一条第一号中「第四号まで」の下に「及び第六号」を加える。

第四章の二を削る。

第二十九条第十項を同条第十二項とし、同条第九項中「第六項まで」を「第八項まで」に、「当該有料老人ホームに入居している者（以下「入居者」という。）」を「入居者」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第八項を第十項とし、第七項を第九項とし、第六項を第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　有料老人ホームの設置者は、前項に規定する前払金を受領する場合においては、当該有料老人ホームに入居した日から厚生労働省令で定める一定の期間を経過する日までの間に、当該入居及び介護等の供与につき契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合に当該前払金の額から厚生労働省令で定める方法により算定される額を控除した額に相当する額を返還する旨の契約を締結しなければならない。

第二十九条第五項の次に次の一項を加える。

6　有料老人ホームの設置者は、家賃、敷金及び介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか、権利金その他の金品を受領してはならない。

第四章の三を第四章の二とする。

第三十二条の次に次の一条を加える。

（後見等に係る体制の整備等）

第三十二条の二　市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2　都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。

第三十四条の二第一項中「第二十九条第七項及び第九項」を「第二十九条第九項及び第十一項」に改める。

第三十九条中「第二十九条第九項」を「第二十九条第十一項」に改める。

第四十条第一号中「第二十八条の十二第一項若しくは」を削り、「第二十九条第七項」を「第二十九条第九項」に改める。

附則第七条第一項中「第百十八条第二項第一号」を「第百十八条第二項」に改める。

（社会福祉法の一部改正）

第三条　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第四号中「又は認知症対応型老人共同生活援助事業」を「、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業」に改める。

（健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四条　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第九条に次の改正規定を加える。

附則第二条中「（同法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設を除く。）」を削る。

第二十六条のうち介護保険法第七十二条第二項の改正規定中「第百十五条の二十九第六項」を「第百十五条の三十五第六項」に改める。

附則第一条第六号中「及び第百十一条の二」を「、第百十一条の二及び第百三十条の二」に改める。

附則第百三十条の次に次の一条を加える。

（健康保険法等の一部改正に伴う経過措置）

第百三十条の二　第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法（以下この条において「旧介護保険法」という。）第四十八条第一項第三号の指定を受けている旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、第五条の規定による改正前の健康保険法の規定、第九条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律の規定、第十四条の規定による改正前の国民健康保険法の規定、第二十条の規定による改正前の船員保険法の規定、旧介護保険法の規定、附則第五十八条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定、附則第六十七条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定、附則第九十条の規定による改正前の船員職業安定法の規定、附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法の規定、附則第九十六条の規定による改正前の船員の雇用の促進に関する特別措置法の規定、附則第百十一条の規定による改正前の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の規定及び附則第百十一条の二の規定による改正前の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、平成三十年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

2　前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法第四十八条第一項第三号の規定により平成三十年三月三十一日までに行われた指定介護療養施設サービスに係る保険給付については、同日後も、なお従前の例による。

3　第二十六条の規定の施行の日前にされた旧介護保険法第百七条第一項の指定の申請であって、第二十六条の規定の施行の際、指定をするかどうかの処分がなされていないものについての当該処分については、なお従前の例による。この場合において、同条の規定の施行の日以後に旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設について旧介護保険法第四十八条第一項第三号の指定があったときは、第一項の介護療養型医療施設とみなして、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定を適用する。

附則第百三十一条中「並びにこの」を「、この」に改め、「施行後にした行為」の下に「並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為」を加える。

（社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正）

第五条　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十四条」を「第五十六条」に改める。

第二条第二項中「応じた介護」の下に「（喀痰（かくたん）吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。以下「喀痰吸引等」という。）を含む。）」を加える。

第三条第二号中「禁錮（こ）」を「禁錮」に改め、同条第三号中「社会福祉」の下に「又は保健医療」を加える。

第四十七条第二項中「第八条第十六項」を「第五条の二」に改める。

第四十八条の二を第四十八条の十一とし、第四十八条の次に次の九条を加える。

（保健師助産師看護師法との関係）

第四十八条の二　介護福祉士は、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として喀痰吸引等を行うことを業とすることができる。

2　前項の規定は、第四十二条第二項において準用する第三十二条第二項の規定により介護福祉士の名称の使用の停止を命ぜられている者については、適用しない。

（喀痰吸引等業務の登録）

第四十八条の三　自らの事業又はその一環として、喀痰吸引等（介護福祉士が行うものに限る。）の業務（以下「喀痰吸引等業務」という。）を行おうとする者は、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。